

京都府公立学校教職員の勤務時間等について

(臨時約用職員編)

- ・この冊子は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の規定を踏まえ、教職員の勤務時間、休日、休暇等を明示したものです。
- ・詳細については、この冊子に記載されている法律、条例、規則等を参照してください。
- ・「勤務時間」及び「週休日等」に関しては、教育職員の方にあっては「1-A」を、教育職員以外の職員の方にあっては「1-B」を、それぞれ参照してください。

平成30年4月1日改定

京都府教育委員会

勤務時間・休日・休暇等について（教育職員用）

(下記「関係法令等略称一覧」参照)

1 勤務時間

(1) 1週間当たりの勤務時間：38時間45分
<給与条例(30条)>

(2) 1日当たりの勤務時間

勤務時間	休憩時間
月曜日から金曜日まで	7時間45分

* 勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間と付与
<給与条例(31条 34条)><規則6-2(66条の3)>
<勤務時間(府立)規則(2~4条)><勤務時間(市町村立)規則(2条)>

(3) 時間外勤務

原則として時間外勤務はさせないものとされているが、次の4項目で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限って例外的に時間外勤務をさせることができるとされている。

- ・校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ・修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ・職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- ・非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

<給与条例(37条)>

2 週休日等

特に勤務を命じられない限り勤務を要しない。

(1) 週休日（勤務を要しない日）

・日曜日及び土曜日	●特に勤務を命じられた場合は必要に応じ、振替措置
-----------	--------------------------

* 教育職員の場合、振替の期間は、勤務を命じられた週休日を起算日とする前4週・後16週となります。

<給与条例(2条 31条 33条)><規則6-2(66条の2)>
<勤務時間(府立)規則(2条)><勤務時間(市町村立)規則(2条)>
<振替要領><H18.3.10通知><H19.3.26通知><H22.3.9通知>
<H28.3.28通知><H28.9.8通知>

(2) 休日

・<祝日法>に基づく休日	●特に勤務を命じられた場合は必要に応じ、代休措置
・年末・年始の休日	

<給与条例(2条 38~39条)> <規則6-2(68条)>

勤務時間・休日・休暇等について（教育職員以外用）

(下記「関係法令等略称一覧」参照)

1 勤務時間

(1) 1週間当たりの勤務時間：38時間45分

<給与条例(30条)>

(2) 1日当たりの勤務時間

勤務時間	休憩時間
7時間45分	45分

* 勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を付与

<給与条例(31条 34条)><規則6-2(66条の3)>

<勤務時間(府立)規則(2~4条)><勤務時間(市町村立)規則(2条)>

(3) 時間外勤務

公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、時間外勤務を命じることができるとされている。

<給与条例(37条)>

2 週休日等

特に勤務を命じられない限り勤務を要しない。

(1) 週休日（勤務を要しない日）

・日曜日及び土曜日

●特に勤務を命じられた場合は必要に応じ、振替措置又は時間外勤務手当支給

* 教育職員以外の職員の場合、振替の期間は、勤務を命じられた週休日を起算日とする前4週・後8週となります。

<給与条例(2条 31条 33条)> <規則6-2(66条の2)>

<勤務時間(府立)規則(2条)><勤務時間(市町村立)規則(2条)>

<振替要領>

(2) 休日

・<祝日法>に基づく休日

●特に勤務を命じられた場合は必要に応じ、代休措置又は休日勤務手当支給

<給与条例(2条 38~39条)> <規則6-2(68条)>

(3) 時間外勤務代休時間

・1月に60時間を超える時間外勤務を行った場合、時間外勤務手当の一部に代えて時間外勤務代休時間を取得できます。

●特に勤務を命じられた場合は必要に応じ、時間外勤務手当支給

<給与条例(37条の4)><規則6-2(67条の12)>

3 休暇（別紙1参照）

・年次休暇 (有給)	●任用の期間に応じて暦年ごとに付与 <給与条例(40条 41条)> <規則6-2(69~69条の3 別表15)>
・病気休暇 (有給)	●負傷又は疾病のため療養する場合に付与 <給与条例(40条 42条 45条)> <規則6-2(69条の4 69条の8~9 69条の12)>
・特別休暇 (有給)	●選挙権行使、結婚、出産、交通機関の事故等の特別の事由のある場合に付与 <給与条例(40条 43条 45条)> <規則6-2(69条の5 69条の8~9 69条の12 別表16~18)>

4 給与（別紙2参照）

・給与	●条例等の定めるところにより、給料、教職調整額、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等を支給
	<給与条例(2条~29条の2)>
	<特勤条例(8~9条 15条の2~20条の2)>
	<退職条例>
	<規則6-2(2条~65条)>
	<規則6-3(6条の3 6条の7 7条~10条 12条3号)>
	<規則6-11>
	<規則6-33>
	<規則6-34>
	<規則6-36>
	<規則6-46>
	<規則6-88>
	<規則6-89>
	<技能労務職員給与規則>
	<現業職特勤手当規則(3~5条)>

5 その他

災害補償	公務上の災害又は通勤による災害に遭った場合、補償が行われます。<災害補償法> なお、補償の対象となった場合には、当初発令されていた期間は、引き続き任用されます。
社会保険	(1) 任用期間が2月を超えるとき 全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険に加入します。 (2) 任用期間が2月以内であるとき 国民健康保険及び国民年金に各自において加入してください。ただし、所得額等により取扱いの異なる場合があります。
雇用保険	任用期間が31日以上を見込まれるとき（一つの発令により任用期間が引き続き6月以上ある場合を除く。）、雇用保険に加入します。ただし、退職手当の支給対象となった時点で資格喪失となります。
任用期間更新の有無等	(1) 定数内、産休補充及び育休補充については、任用期間を更新する場合があります。 (2) 更新は、①本務者の状況、②本人の勤務成績、態度、能力、③所属の状況等により総合的に判断します。
解雇の事由	(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項に該当したとき。 (2) 育休補充、介護休暇補充等の任用事由が消滅したとき。
解雇予告	当初の任用期間の途中で任用事由が消滅した場合、その時点で解雇予告を行い、その翌日から30日間、当初の任用されていた学校において任用を継続します。 なお、任用事由が消滅した時点で、当初の任用期間の残日数が30日以下の場合は、当初の任用期間までの任用とします。

(関係法令等略称一覧)

<祝日法>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

<教特法>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)

<地公法>地方公務員法(昭和25年法律第261号)

<災害補償法>地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)

<給与条例>職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)

<特勤条例>職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年京都府条例第29号)

<退職条例>職員の退職手当に関する条例(昭和31年京都府条例第30号)

<規則6-2>職員の給与、勤務時間等に関する規則(京都府人事委員会規則6-2)

<規則6-3>職員の特殊勤務手当に関する規則(京都府人事委員会規則6-3)

<規則6-11>職員の通勤手当に関する規則(京都府人事委員会規則6-11)

<規則6-33>職員の住居手当に関する規則(京都府人事委員会規則6-33)

<規則6-34>職員の特地勤務手当等に関する規則(京都府人事委員会規則6-34)

<規則6-36>職員のへき地手当等に関する規則(京都府人事委員会規則6-36)

<規則6-46>義務教育等教員特別手当に関する規則(京都府人事委員会規則6-46)

<規則6-88>職員の退職手当の調整額に関する規則(京都府人事委員会規則6-88)

<規則6-89>職員の地域手当に関する規則(京都府人事委員会規則6-89)

<勤務時間(府立)規則>府立の高等学校等の教職員の勤務時間等に関する規則

(昭和47年京都府教育委員会規則第13号)

<勤務時間(市町村立)規則>府費負担教職員の勤務時間等に関する規則

(昭和47年京都府教育委員会規則第14号)

<現業職特勤手当規則>府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則

(昭和52年京都府教育委員会規則第9号)

<技能労務職員給与規則>技能労務職員の給与等に関する規則

(平成19年京都府教育委員会規則第5号)

<振替要領>週休日の振替等取扱要領

<H18.3.10通知>「府立の高等学校等の教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正等について」(平成18年3月10日付け8教職第99号)

<H19.3.26通知>「週休日の振替等を可能とする業務について」(平成19年3月26日付け9教職第261号)

<H22.3.9通知>「週休日の振替等を可能とする業務及び宿泊を伴う学校の行事における勤務時間の割振りについて」(平成22年3月9日付け2教職第225号)

<H28.3.28通知>「週休日の振替等を可能とする業務について」(平成28年3月28日付け8教職第298号)

<H28.9.8通知>「週休日の振替等を可能とする業務について」(平成28年9月8日付け8教職第667号)

別紙1 休暇に関する事項（平成30年4月1日現在）

休 暇	範 囲	左記の説明																																							
年次休暇の取扱い	職員が年次休暇を受ける場合	<p>次表のとおり、任用の期間に応じて毎年ごとに付与されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>臨時的任用の期間</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>年次休暇</td> <td>2日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> <td>12日</td> <td>13日</td> <td>15日</td> <td>17日</td> <td>18日</td> <td>20日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日</td> </tr> </table> <p>1日、半日又は時間を単位として取得可能。 ただし、残日数の全てを使用する場合においては、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>注1 任用の期間の月数に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定した月数とします。</p> <p>(例) HO年4月7日から同年7月20日まで臨時的任用の場合、3月14日のため任用の期間を4月と算定 →7日付与 HO年4月7日から同年7月3日まで臨時的任用の場合、2月27日のため任用の期間を3月と算定 →5日付与</p> <p>2 任用期間が更新されたときは、先の期間に更新後の期間を加えた期間とします。</p> <p>3 臨時的任用期間終了後、1日の期間をおいて再び臨時的任用の場合は、1日の期間をおく前の任用期間を含んだ期間に応じて年次休暇が付与されます。また、この場合において、本年1月1日に前年繰越分がある場合には、その日数も引き継ぎます。</p> <p>4 正規職員が、退職後に1日の期間をおいて臨時的任用職員として任用された場合は、正規職員退職時の残日数が付与されます。</p>	臨時的任用の期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年次休暇	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
臨時的任用の期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																													
年次休暇	2日	3日	5日	7日	8日	10日	12日	13日	15日	17日	18日	20日																													
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日																													

休 暇	範 囲	左記の説明	承認を与える期間等
病気休暇の取扱い	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	<p>負傷又は疾病は、公務上ののみならず公務によらない自己の過失等の原因による負傷又は疾病も含まれる。</p> <p>また、疾病中には、予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合も含まれる。</p>	<p>90日（休養期間を含む。結核性疾患の場合にあっては、180日）の範囲内で必要と認める期間。ただし、公務上の傷病の場合は、その都度必要と認める期間</p> <p>注 90日の期間は、人事委員会が別に定める疾患の場合にあっては、90日の範囲内で延長す</p>

ことができる。
期間の計算については、この休暇の承認を受けた職員が職務に復帰した後6月以内に同一疾病により病気休暇の承認を受けようとする場合は、復帰の前に承認を受けた病気休暇の期間と復帰の後に承認を受けようとする病気休暇の期間を通算するものとする。

休 暇	範 囲	左記の説明	承認を与える期間等
特別休暇の取扱い	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づいて、交通の制限又は遮断が実施された場合である。	その都度必要と認める期間
	(2) 地震、水害、火災その他の災害により災し又は交通遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合	地震、水害、火災等の災害によって、職員の現住居が滅失し、若しくは破壊された場合又は交通機関の事故による交通遮断等不可抗力的な理由のため本人の意思に反して勤務できない場合である。	その都度必要と認める期間
	(3) 交通機関の事故等による不可抗力の場合	交通機関の故障、事故等の不可抗力の原因により、本人の意思に反して勤務できない場合である。	その都度必要と認める期間
	(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	地震、水害、火災等の災害に際して、交通遮断若しくは洪水のおそれがある場合等又は交通機関の故障、事故等に際して、所定の勤務終了の時刻に退勤するとしたならば帰宅する時間が著しく遅くなり、かつ、事故が発生するおそれがある場合等で、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合である。	その都度必要と認める期間

特別休暇 の取扱い (続き 1)	(5) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼び出しに応じる場合	<p>国会、裁判所、地方公共団体の議会等から法令により裁判員、証人、鑑定人、参考人等として呼び出しに応じる場合である。</p> <p>裁判員とは、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)にいう裁判員である。</p> <p>証人とは、裁判所等から過去において経験した事実について報告を命じられた第三者で、出頭、宣誓、供述等の義務を負っているものである。なお、人事委員会等が法令に定める事項に関して発する喚問に応じる場合も含むものである。</p> <p>鑑定人とは、特別の学識経験に基づき裁判所等からその鑑定事項について意見の報告を命じられた第三者である。</p> <p>参考人とは、犯罪捜査のため、捜査機関により取り調べられる者のうち被疑者以外の者をいう。</p>	その都度必要と認める期間
(6) 選挙権その他公民としての権利を行使し、義務を履行する場合	<p>公民とは、法令上は、一般に国政又は地方公共団体の公務に参加する地位における国民と解されるので、これらの場合として考えられるのは、選挙権を行使する場合、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める直接請求をする場合又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づいて施行される大掃除を実施する場合等である。</p>	その都度必要と認める期間	
(7) 職員の結婚の場合	職員が結婚する場合である。	6日以内で、その都度必要と認められる期間	
(8) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する妊娠、出産若しくは育児に関する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合であ	1日を超えない範囲内で必要と認める期間。 ただし、その回数は次のとおり。	

る。

妊娠等の期間	回数
24週まで	4週間に1回
25週から36週まで	2週間に1回
37週から出産まで	1週間に1回
出産後1年まで	その間に1回

注 医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についても、その指示された回数とする。

(9) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員の心身の状態から母体又は胎児の健康保持に必要があると認められる場合	通勤に利用する交通機関の乗客数が当該交通機関の座席数を超える場合や、通行人が雑踏する時間帯を避けることが母体又は胎児の健康保持に必要であると認められるような場合である。	正規の勤務時間につき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる期間
(10) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因すると認められる諸障害のため勤務することが著しく困難である場合	妊娠に起因すると認められる諸障害のため勤務することが著しく困難である場合である。	3週間以内で必要と認められる期間
(11) 職員の出産の場合	出産とは、正規出産のほか妊娠12週を超える(85日以上)出産を含むものとし、生産と死産を問わない。なお、出産前8週間とは、出産予定日が8週間以内のことをいい、出産当日は、この期間に含まれる。	出産予定日8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から産後8週間を経過するまでの期間
(12) 生理日に勤務することが著しく困難である場合	生理日において、腹痛・不快等のため、勤務に従事することが著しく困難な場合である。	1回について2日以内で必要とする期間
(13) 職員が育児する場合	生後満1年6月に達しない子(給与条例第37条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)を育児する場合である。	職員とその配偶者の利用する時間を合計して1日90分以内とし、原則として1日2回各45分。ただし、通勤時間等の関係によりやむを得ないと認められる場合は、1回30分を下らず、合計90分を超えない期間
(14) 配偶者の出産の場合	職員の配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)の出産に伴い、入退院時又は出産時の付き添い、出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等に従事する場合である。	3日以内でその都度必要と認められる期間

特別休暇の取扱い(続き3)	(15) 配偶者の出産の場合で、産前産後の期間に子の養育を行うとき	当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）と同居して監護するため、勤務しないことが相当と認められる場合である。	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から産後8週間を経過するまでの期間に5日以内でその都度必要と認める期間											
	(16) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも配偶者の子を含む。）を養育する職員が次に掲げる行為を行う場合 ア 当該子の看護 イ 当該子が受け る予防接種又は 健康診断への付 添い ウ 当該子が在籍 し、又は在籍す ることとなる学 校等が実施する 行事への出席	次に掲げる場合で勤務しないことが相当と認められるときである。 (1) 負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話をを行う場合 (2) 子が受ける予防接種又は健康診断に付き添う場合 (3) 子が在籍し、又は在籍することとなる学校等の授業参観その他これに準ずる行事に出席する場合	1年について7日（当該子を2人養育する職員にあっては10日。当該子を3人以上養育する職員にあっては10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数）（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあっては、これらの日数に1を加えた日数）以内でその都度必要と認められる期間											
	(17) 明治6年太政官達第318号による父母の祭日の場合	祭日とは、社会一般の慣習に従って、認定されるものであるが、一応考えられるものとして、神道にあっては年祭、仏教にあっては回忌、法事等を行う日をさすものである。	1日以内でその都度必要と認められる期間											
	(18) 職員の親族（承認を与える期間の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ承認を与える期間の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 (注) 死亡した場合には、妊娠満12週以後(85日以後)の場合における死産も含まれる。	社会通念上妥当であると認められる範囲内の期間 <table border="1"><thead><tr><th>親族</th><th>日 数</th></tr></thead><tbody><tr><td>配偶者</td><td>7日</td></tr><tr><td>父 母</td><td>7日</td></tr><tr><td>子</td><td>5日</td></tr><tr><td>祖父母</td><td>3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td></tr><tr><td>孫</td><td>1日</td></tr></tbody></table>	親族	日 数	配偶者	7日	父 母	7日	子	5日	祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	孫
親族	日 数													
配偶者	7日													
父 母	7日													
子	5日													
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）													
孫	1日													

特別休暇
の取扱い
(続き 4)

兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

(注)

連続する日数の取扱いについては、暦日によるものとする。

(19) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	職員が夏季において盆等の諸行事、帰省等の家族旅行、健康増進のためのスポーツ、自宅での休養、趣味・娯楽等を行う場合である。	1年について7月から9月の間の5日以内でその都度必要と認められる期間
(20) 骨髓バンク事業に係るドナー登録等の一連の手続等に応じる場合	財団法人骨髓移植推進財団（平成3年12月18日に財団法人骨髓移植推進財団という名称で設立された法人をいう。）が実施する骨髓バンクへの登録及び骨髓提供に関する一連の手続及び処置に応じる場合である。	その都度必要と認める期間
(21) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を	社会に貢献する活動とは、次に掲げる活動である。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又	1年について6日以内でその都度必要と認められる期間

特別休暇 の取扱い (続き 5)	行う場合	<p>はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講じることを目的とする施設であって人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>エ 国、地方公共団体又は公共的団体等で人事委員会が定めるものが主催等をする活動で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 環境の保全を図る活動 (イ) 國際交流を図る活動 (ウ) 青少年の健全育成を図る活動 (エ) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (オ) (ア)から(エ)までに掲げる活動のほか、社会に貢献する活動で人事委員会が定めるもの 	
(22) 要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	<p>職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により日常生活を営むのに支障があるものの介護等をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合である。</p> <p>介護対象者は、条例第37条の2第3項及び職員の給与、勤務時間等に関する規則(京都府人事委員会規則6-2)第67条の4第2項に定める範囲</p>	1年について5日(当該要介護者を2人以上介護する職員にあっては、10日)以内でその都度必要と認められる期間	

とする。

上記の他、育児に伴う部分休業の制度や、無給休暇として、介護休暇、介護時間、組合休暇があります。

別紙2 給与に関する事項（平成30年4月1日現在）

1 給料

(1) 給料

支給対象	支給額
・全職員	・職務と責任に応じて、適用する給料表・級・号給を決定 ・初任給は、職種等の区分に応じ学歴免許等及び前歴を勘案して決定

<給与条例(4条 別表)>

給料の調整額	・小・中学校の特別支援学級担当職員 ・特別支援学校勤務職員（事務職員、学校図書館司書及び現業職員を除く）	・給料表級号給に応じた定額（給料月額の25%の範囲内）
--------	---	-----------------------------

<給与条例(7条)> <規則6-2(46条)>

教職調整額	・教育職員	・給料月額の4%
-------	-------	----------

<給与条例(7条の2)>

2 手当

(1) 地域手当

支給対象	支給額
・当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して指定する支給地域に在勤する職員	・【給料+扶養手当】×地域区分に応じた支給割合【3.2~9.4%】

<給与条例(12条の2~12条の5)> <規則6-89>

(2) 扶養手当（職員の届出に基づき月額により支給）

配偶者・父母等	6,500円
子	10,000円
16歳~22歳の子1人につき加算する額	5,000円

<給与条例(11条 12条)> <規則6-2(50条)>

(3) 住居手当（職員の届出に基づき月額により支給）

支給対象	支給額
借家等居住者	・家賃額により最高30,000円

<給与条例(12条の6)> <規則6-33>

(14) 退職手当

引き続き 6 月以上在職した場合に支給されます。

<給与条例(28条)> <退職条例> <規則6-88>

3 支 給	
--------------	--

(1) 支給日等

給料・手当	支 給 日 等						
1 下記 2 ~ 5 の手当以外	<ul style="list-style-type: none"> 原則として毎月 16 日（16 日が祝日法に基づく休日・土曜日・日曜日に当たる場合は、14 日～17 日の範囲で前後する）にその月の月額の全額を支給。ただし、月の途中から任用される場合、当該日に支給できないときがある。 (任用の開始又は終了が月の途中の場合は、給料については、当該月は日割り計算となる。扶養手当・通勤手当・住居手当等については、任用開始が月の途中の場合は、当該月は支給されない。) <p style="text-align: center;"><給与条例(8条 9条)> <規則6-2(47条 48条)></p>						
2 通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等利用者 <ul style="list-style-type: none"> ① 6 か月定期券等の額による場合 定期券の通用期間の最初の月の給料の支給日に一括支給 ② 回数券の額による場合 毎月の給料の支給日 自動車等使用者 毎月の給料の支給日 <p style="text-align: center;"><給与条例(13条)> <規則6-11(16条の2)></p>						
3 期末手当 勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> 期末手当：基準日以前 6 か月以内の期間の在職期間の区分に応じた額を支給 勤勉手当：基準日以前 6 か月以内の期間の勤務成績に応じた額を支給 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">基準日</td> <td style="padding: 2px;">6月1日</td> <td style="padding: 2px;">12月1日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">支給日</td> <td style="padding: 2px;">6月30日</td> <td style="padding: 2px;">12月10日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><給与条例(20条 21条)> <規則6-2(59条12項 60条9項)></p>	基準日	6月1日	12月1日	支給日	6月30日	12月10日
基準日	6月1日	12月1日					
支給日	6月30日	12月10日					
4 特殊勤務手当 宿日直手当 時間外勤務手当 休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 実績のあった月分を翌月の給料の支給日に支給 <特勤条例(22条)> <規則6-2(54条4項 55条5項 56条4項)> 						
5 退職手当	<ul style="list-style-type: none"> 退職日から 1 月以内に支給 <退職条例(2条の3)> 						

(2) 支給方法

1 職員から口座振込の申出のある場合	口座振込 <給与条例(29条の2)>
2 職員から口座振込の申出のない場合	現金による直接払 <地公法(25条2項)>

京都府公立学校の非常勤講師の勤務条件について 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都府公立学校の非常勤講師の勤務条件について</p> <p>京都府公立学校の非常勤講師の勤務条件について</p>	<p>京都府公立学校の非常勤講師の勤務条件について</p> <p>この冊子は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の規定を踏まえ、非常勤講師の勤務条件を明示したものであります。</p> <p>この冊子は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の規定を踏まえ、非常勤講師の勤務条件を明示したものであります。</p>

平成29年4月1日改定

京都府教育委員会

平成30年4月1日改定

京都府教育委員会

改 正 前		改 正 後	
1 有給休暇		1 有給休暇	
(1) 親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことと認められる場合	<略>	(1) (2)親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことと認められる場合	<略>
次表の親族欄に掲げる親族の区分及び任用の期間に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のために遠隔の地に赴く場合には、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間		次表の親族欄に掲げる親族の区分及び任用の期間に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のために遠隔の地に赴く場合には、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間	
親族	任用3月以上 10日	任用2月以上3月末満 7日	任用1月以上2月末満 4日
配偶者	<略>	<略>	<略>
2 無給休暇	次に掲げるとおりです。無給休暇により勤務しなかった場合は、その全時間について、非常勤講師の勤務条件等に関する要綱第10条の規定により、報酬が減額されます。ただし、(1)により勤務しなかった場合には、5日(当該子を2人以上養育する非常勤講師にあっては、5に当該子の数から1を減じた数を加えた日数)の範囲内に限り減額されません。	2 無給休暇	次に掲げるとおりです。無給休暇により勤務しなかった場合は、その全時間について、非常勤講師の勤務条件等に関する要綱第10条の規定により、報酬が減額されますが、(1)により勤務しなかった場合には、5日(当該子を2人以上養育する非常勤講師にあっては、5に当該子の数から1を減じた数を加えた日数)の範囲内に限り減額されません。また、(4)により勤務しなかった場合には、1日(要介護者2人以上の場合は2日)に限り減額されません。
(1)～(6) <略>	<略>	(1)～(6) <略>	<略>

年 月 日

様

勤務条件の明示について

あなたを委嘱するに当たっての勤務条件は、次のとおりです。

委嘱期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (事情により委嘱期間の変更があります。)
勤務場所	
職名	
職務内容	
委嘱時間	週 時間 (※ 時間) (※ 授業のみを担当する非常勤講師については「授業」を記入し、授業以外に分掌業務も担当する定額講師等は、「勤務」を記入してください。また、施行時はこの朱書き部分を消してください。) 授業等の割振り及び始業・終業時刻については、別途お知らせします。 なお、学校行事等のやむを得ない事情により、勤務日、始業・終業時刻、授業時間割等が変更される場合があります。
報酬額	円 (左記金額に通勤費相当額を加算して支給)

(注意事項)

- 1 上記の職務内容については、主たる職務内容を示したものです。
- 2 非常勤講師の職務内容である「担当授業の実施に関する業務」には、当該担当授業の準備、小テストの実施、提出物の点検、定期テストの問題作成・採点、成績評価など授業の実施に付随する業務を含みます。
- 3 報酬額欄の金額の前に「1日」、「1回」、「1夜」、「1時間」と表示されている場合は、実績に応じて翌月に報酬が支給されます。

京都府公立学校の非常勤講師の勤務条件について

この冊子は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第1項の規定を踏まえ、非常勤講師の勤務条件を明示したものです。

平成30年4月1日改定

京都府教育委員会

休暇については、種類により、取得日数の換算方法が異なりますので、御注意ください。

1 有給休暇 次に掲げるとおりです。

(1)
年次休暇

次表のとおり、任用期間と時間数に応じた日数

非常勤講師の任用期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	月
1週間の勤務時間	年次休暇日数（単位：日）												
21時間～27時間	2	3	4	6	6	8	9	10	12	13,	14	15	日
11時間～20時間	1	2	3	4	4	5	6	7	8	9	9	10	日
6時間～10時間	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5	5	5	日
5時間以下	1	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	日

注 1 任用期間の月数に1月未満の端数があるときは、これを1月として算定した月数とします。

(例) H0年4月7日から同年7月20日まで週12時間委嘱の場合は、3月14日のため任用期間を4月と算定→4日付与

H0年4月7日から同年7月3日まで週12時間委嘱の場合は、2月27日のため任用期間を3月と算定→3日付与

1日の勤務時間	取得単位
7時間45分の非常勤講師	1日、半日又は1時間
7時間45分以外の非常勤講師	1日又は1時間

2 1日は当該非常勤講師の1日の勤務時間とします。

ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができます。

(考え方) 年次休暇を取得する日の勤務が割り振られた全時間について年次休暇取得する場合は、その日の勤務時間が1時間であっても、6時間であっても1日休暇取得するということになり、取得単位は1日となります。

3 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該年次休暇を与えられた非常勤講師の勤務日1日当たりの勤務時間(1週間の勤務時間数を1週間の勤務日数で除した時間とし、5分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とします。

(考え方) 1日の勤務時間が7時間45分以外の非常勤講師が時間で取得した場合

・ 勤務日1日当たりの勤務時間Aを算出

→ A = 週当たり勤務時間 ÷ 週当たり勤務日数 (5分未満端数切捨)

・ 取得時間を加算していき、Aに達すれば1日とします。

(例) 週当たり27時間(12月)、5日勤務の場合、年休付与は15日

勤務日1日当たりの勤務時間 = 27h ÷ 5日 = 5h24m → 5h20m

3時間の時間年休を2回取得すれば…3h × 2回 = 6h → 1日と40分の年休取得と換算し、残日数は、13日と4時間40分となります。

4 非常勤講師のうち、勤務時間が常勤の職員の4分の3(週27時間)で、かつ報酬が月額で定められている者(いわゆる定額講師)が、年度末(3月31日)まで任用され、引き続き年度当初(4月1日)から任用された場合、前の任用期間の残日数を次の任用期間に繰り越せます。

(2)

親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当だと認められる場合

次表の親族欄に掲げる親族の区分及び任用の期間に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のために遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親族	日数		
	任用3月以上	任用2月以上3月末満	任用1月以上2月末満
配偶者	7日	5日	3日
父母	7日	5日	3日
子（職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号。以下「条例」という。）第31条の2第1項において子に含まれるものとされている者を含む。以下この表において同じ。）	5日	4日	2日
祖父母	3日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	2日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、5日）	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、3日）
孫	1日	1日	1日
兄弟姉妹	3日	2日	1日
おじ又はおば	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、5日）	1日（非常勤講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、3日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	2日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、4日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、2日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、2日）	1日（非常勤講師と生計を一にしていた場合にあっては、1日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹			
おじ又はおばの配偶者	1日	1日	1日

注1 任用月数については、任用予定期間を含むものとします。

2 社会通念上妥当と認められる日数に限り利用できるものとし、「連続する日数」の取扱いについては、暦日によるものとします。

(3)
夏季において
盆等の諸行事、
心身の健康の
維持及び増進
又は家庭生活
の充実を図る
場合

1年について7月から9月の間の、次表に定める期間内において、その都度必要と認める期間

7月 か ら 9月 の 任 用 月 数	3月	夏季休暇日数		
		週の勤務時間		
		27時間	18時間以上 27時間未満	9時間以上 18時間未満
2.5月以上3月未満	4.0日 (31時間)	3.5日 (27時間5分)	2.5日 (19時間20分)	
2月以上2.5月未満	3.5日 (27時間5分)	2.5日 (19時間20分)	2.0日 (15時間30分)	
1.5月以上2月未満	2.5日 (19時間20分)	2.0日 (15時間30分)	1.5日 (11時間35分)	
1月以上1.5月未満	2.0日 (15時間30分)	1.5日 (11時間35分)	1.0日 (7時間45分)	

- 注1 任用月数については、任用予定期間を含むものとします。
 2 任用月数を決定するに当たり、2週間以上の端数が生じる場合は、0.5月に換算するものとします。
 3 1日の勤務時間が7時間45分以外の者については、表中下段の()内の時間数によるものとします。

1日の勤務時間	取得単位
7時間45分の 非常勤講師	1日又は半日
7時間45分以外の 非常勤講師	当該非常勤講師が取得しようとする日の勤務時間 ※ 夏季休暇残時間が、当該非常勤講師が取得しようとする日の勤務時間を下回る場合は1時間又は分を単位とします。なお、1時間又は分を単位として取得する場合は、残日数のすべてを取得する場合に限ります。

(例) 4月1日から翌年3月31日まで週12時間(月2時間、火4時間、水3時間、木3時間)委嘱の
非常勤講師の場合
 ・付与される夏季休暇は、23時間15分
 ・月、火、水、木、月、火、水と取得(23時間15分-2-4-3-2-4-3=残2時間15分)した後、
 木曜日に取得する場合は、2時間15分を取得できます。

(4)
裁判員、証人、
鑑定人、参考
人等として官
公署の呼出しに
応じる場合

その都度必要と認める期間

(5)
選挙権その他
公民としての
権利を行使し、
義務を履行す
る場合

その都度必要と認める期間

(6) 公務上の負傷 又は疾病の場合	その都度必要と認める期間										
(7) 公務以外での 負傷又は疾病 の場合	<p>京都府の他の任命権者（京都府知事等）による任用期間を含む年度内における任用期間内において、3日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1日の勤務時間</th> <th>取得単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7時間45分の非常勤講師</td> <td>1日、半日、1時間又は1分</td> </tr> <tr> <td>7時間45分以外の非常勤講師</td> <td>1日、1時間又は1分</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 1日は当該非常勤講師の1日の勤務時間とします。 2 1時間又は1分を単位として与えられた当該休暇を日に換算する場合には、当該休暇を与えられた非常勤講師の勤務日1日当たりの勤務時間（1週間の勤務時間数を1週間の勤務日数で除した時間とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とします。</p>	1日の勤務時間	取得単位	7時間45分の非常勤講師	1日、半日、1時間又は1分	7時間45分以外の非常勤講師	1日、1時間又は1分				
1日の勤務時間	取得単位										
7時間45分の非常勤講師	1日、半日、1時間又は1分										
7時間45分以外の非常勤講師	1日、1時間又は1分										
(8) 地震、水害、 火災その他の 災害等不可抗 力のため勤務 が不可能とな った場合	その都度必要と認める期間										
(9) 妊娠中又は出 産後1年以内 の非常勤講師 が医師等の保 健指導又は健 康診査を受け る場合	<p>1日を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、その回数は次表に定めるとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠24週まで</td> <td>4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠25週から36週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>妊娠37週から出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についても、その指示された回数とします。</p>	期 間	回 数	妊娠24週まで	4週間に1回	妊娠25週から36週まで	2週間に1回	妊娠37週から出産まで	1週間に1回	出産後1年まで	その間に1回
期 間	回 数										
妊娠24週まで	4週間に1回										
妊娠25週から36週まで	2週間に1回										
妊娠37週から出産まで	1週間に1回										
出産後1年まで	その間に1回										
(10) 妊娠中の非常 勤講師（定額 講師に限る。） が通勤に利用 する交通機関 の混雑の程度 又は当該講師 の心身の状態 から母体又は 胎児の健康保 持に必要があ ると認められ る場合	正規の勤務時間につき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる期間										
(11) 非常勤講師が	1日2回各45分。										

生後満1年6月に達しない子（条例第37条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。2本文及び第1号において同じ。）を育児する場合

ただし、通勤時間等の関係により、やむを得ないと認められる者については、1回30分を下らず、合計90分を超えない範囲内においてやむを得ないと認められる期間

【参考】

- ※ 職員の給与等に関する条例第37条の2第1項に規定する子
 - 1 法律上の親子関係がある子（養子を含む。）
 - 2 特別養子縁組の監護期間中の子
(特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間)
 - 3 里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者
 - 4 養子縁組里親として委託しようとしていたが、実親等の同意を得られなかつたため、養育里親としての職員に委託された者

2 無給休暇

次に掲げるとおりです。無給休暇により勤務しなかった場合は、その全時間について、非常勤講師の勤務条件等に関する要綱第10条の規定により、報酬が減額されます。ただし、(1)により勤務しなかった場合については、5日（当該子を2人以上養育する非常勤講師にあっては、5に当該子の数から1を減じた数を加えた日数）の範囲内に限り減額されません。また、(4)により勤務しなかった場合については、1日（要介護者2人以上の場合は2日）に限り減額されません。

(1)
満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあらる子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いざれも配偶者の子を含む。）を養育する非常勤講師が右に掲げる行為を行う場合

当初の任用開始日から起算した1年について次表に定める範囲内においてその都度必要と認められる期間

対象となる行為

- ① 子の看護
- ② 子が受ける予防接種又は健康診断への付添い
- ③ 子が在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

勤務日ごとの正規の勤務時間	養育する当該子の人数	日数又は時間	取得単位
同一	1人	7日（有給は5日間）	1日又は1時間
	2人	10日（有給は6日間）	
	3人以上	10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数 (例)・3人…11日（有給は7日間） ・4人…12日（有給は8日間） ・5人…13日（有給は9日間）	
同一でない	1人	1日当たりの平均勤務時間に7を乗じた時間 (有給は平均勤務時間に5を乗じた時間)	1時間
	2人	1日当たりの平均勤務時間に10を乗じた時間 (有給は平均勤務時間に6を乗じた時間)	
	3人以上	1日当たりの平均勤務時間に10に当該子の数から2を減じた数を加えた数を乗じた時間数 (有給は平均勤務時間に5に当該子の数から1を減じた数を加えた数を乗じた時間)	

	<p>注1 上記休暇は、最初の任用の日から6月以上継続勤務（予定を含む。）をしている非常勤講師で、次のいずれかに該当する方が請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 週の期間によって勤務日が定められている場合、1週間の勤務日が3日以上 ② 週以外の期間によって勤務日が定められている場合、当初の任用開始日から1年間の勤務日が121日以上 <p>2 残日数の全てを取得する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを取得することができます。</p>									
(2) 非常勤講師の出産の場合	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から産後8週間を経過するまでの期間									
(3) 生理日に勤務することが著しく困難である場合	労働基準法（昭和22年法律第49号）第68条の規定により、その都度必要と認める期間									
(4) 非常勤講師が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の右に掲げる行為を行う場合	<p>当初の任用開始日から起算した1年について次表に定める範囲内においてその都度必要と認められる期間</p> <p>対象となる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護者の介護 ② 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話 <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務日ごとの正規の勤務時間</th><th>日数又は時間</th><th>取得単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同一</td><td>5日（要介護者を2人以上介護する非常勤講師にあっては、10日）</td><td>1日又は1時間</td></tr> <tr> <td>同一でない</td><td>1日当たりの平均勤務時間に、5を乗じて得た時間数（要介護者を2人以上介護する非常勤講師にあっては、10を乗じて得た時間数）</td><td>1時間</td></tr> </tbody> </table> <p>注1 上記休暇は、最初の任用の日から6月以上継続勤務（予定を含む。）をしている非常勤講師で、次のいずれかに該当する方が請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 週の期間によって勤務日が定められている場合、1週間の勤務日が3日以上 ② 週以外の期間によって勤務日が定められている場合、当初の任用開始日から1年間の勤務日が121日以上 <p>2 残日数の全てを取得する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを取得することができます。</p>	勤務日ごとの正規の勤務時間	日数又は時間	取得単位	同一	5日（要介護者を2人以上介護する非常勤講師にあっては、10日）	1日又は1時間	同一でない	1日当たりの平均勤務時間に、5を乗じて得た時間数（要介護者を2人以上介護する非常勤講師にあっては、10を乗じて得た時間数）	1時間
勤務日ごとの正規の勤務時間	日数又は時間	取得単位								
同一	5日（要介護者を2人以上介護する非常勤講師にあっては、10日）	1日又は1時間								
同一でない	1日当たりの平均勤務時間に、5を乗じて得た時間数（要介護者を2人以上介護する非常勤講師にあっては、10を乗じて得た時間数）	1時間								
(5)-1 要介護者の介護をする場合 (介護休暇)	<p>次に掲げる期間の範囲内で必要と認められる期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日数又は時間数等</th><th>取得単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間内（以下、「指定期間」という。）において必要と認められる期間</td><td>1日、半日又は1時間 (半日単位の取得は、1日の勤務時間が7時間45分の者に限る。)</td></tr> </tbody> </table>	日数又は時間数等	取得単位	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間内（以下、「指定期間」という。）において必要と認められる期間	1日、半日又は1時間 (半日単位の取得は、1日の勤務時間が7時間45分の者に限る。)					
日数又は時間数等	取得単位									
要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間内（以下、「指定期間」という。）において必要と認められる期間	1日、半日又は1時間 (半日単位の取得は、1日の勤務時間が7時間45分の者に限る。)									

- 注1 上記は、介護休暇とし、最初の任用の日から1年以上継続勤務をしている非常勤講師で、次のいずれかに該当するものが請求できる。ただし、取得開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、予定任用期間（更新される場合にあっては、更新後の予定任用期間）が満了することが明らかな者を除く。
- ① 週の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち1週間の勤務日が3日以上とされている者
 - ② 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち当初の任用開始日から1年間の勤務日が121日以上の者
- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の休暇の承認の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。ただし、要介護者の介護を必要とする状態により、やむを得ないと認められる場合は、1日を通じ、4時間の範囲内とする。

(5)-2
要介護者の介護をする場合
(介護時間)

1日の勤務時間	期間	取得可能時間	取得単位
6時間15分以上	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）	30分
6時間15分未満		取得不可	

- 注1 上記は、介護時間とし、最初の任用の日から1年以上継続勤務をしている非常勤講師で、次のいずれかに該当するものが請求できる。
- ① 週の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち1週間の勤務日が3日以上とされている者
 - ② 週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤講師のうち当初任用開始日から1年間の勤務日が121日以上の者
- 2 部分休業を取得している場合は、2時間から当該部分休業を減じた時間を超えない範囲で取得することができる。

(6)
非常勤講師が結婚(事実婚含む)に伴い、結婚式、披露宴、新婚旅行等を行うのに必要と認められる場合

任用月数により次表の日数の範囲内でその都度必要と認められる期間

	任用月数が3月以上の者	任用月数が2月以上3月末満の者	任用月数が1月以上2月末満の者
日数	6日	4日	2日

注 任用月数については、任用予定期間を含むものとする。

3 部分休業

部分休業とは、子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するために1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいいます。

次の①から③のいずれにも該当する非常勤講師は、養育する子が満3歳に達する日までの期間、次表のとおり部分休業することができます。

なお、部分休業をした場合、その全時間について、非常勤講師の勤務条件等に関する要綱第10条の規定により、報酬が減額されます。

【参考】

- ※ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子
- 1 法律上の親子関係がある子（養子を含む。）
 - 2 特別養子縁組の監護期間中の子
(特別養子縁組の監護期間：民法に基づく特別養子縁組を成立させるために必要な監護期間)
 - 3 里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者
 - 4 養子縁組里親として委託しようとしていたが、実親等の同意を得られなかつたため、養育里親としての職員に委託された者

- ① 在職した期間が1年以上継続している者（離職期間が1月未満であれば在職期間が継続しているものとする。）
② 1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上）とされている者
③ 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者

1日の勤務時間	部分休業取得可能時間	取得単位
7時間45分の場合	2時間の範囲内	勤務時間の
6時間15分～7時間45分未満の場合	勤務時間から5時間45分を差し引いた時間の範囲内	始め又は終わりにおいて、
6時間15分未満の場合	取得不可	30分を単位とする。

注 「1有給休暇(11)」の有給休暇を取得している場合は、2時間から当該有給休暇を減じた時間を超えない範囲内とします。

4 給与等	<p>(1) 支給額</p> <ol style="list-style-type: none">① 人事異動通知書に記載される報酬額が、支給されます。② 委嘱の開始又は終了が月の途中の場合は、当該月は日割計算となります。 <p>(2) 支給日</p> <ol style="list-style-type: none">① 日額等で定められている場合 原則、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数又は勤務時間数により計算した額を翌月16日に支給します。② 月額で定められている場合 原則、毎月16日に支給します。③ 16日が国民の祝日に関する法律に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは14日～17日の範囲で前後します。ただし、月の途中から委嘱される場合、当該日に支給できないときがあります。
5 退職等	<p>非常勤講師は、次のいずれかに該当するときに退職になります。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 任用期間が満了したとき。(2) 退職を願い出て承認されたとき。(3) 勤務怠慢等の行為、心身の故障による職務遂行の支障その他業務を継続しがたい特別の事情により解任されたとき。

6 解雇预告	1月を超えて引き続き任用される非常勤講師を「5退職等(3)」により解任する場合は、労働基準法第20条の規定により解雇の预告を行います。ただし、同法第20条ただし書による場合は、この限りではありません。
7 社会保険	任用期間が2箇月1日以上で、任用時間数が1週間に27時間以上のとき、又は、任用期間が1年以上の雇用を見込み、任用時間数が1週間に20時間以上、報酬月額88,000円以上のとき、社会保険制度（全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険）に加入します。それ以外の方については、国民健康保険及び国民年金に各自において加入してください（所得によっては、取扱いが異なる場合があります。）。
8 雇用保険	任用期間が31日以上で、任用時間数が1週間に20時間以上のとき、雇用保険に加入します。
9 災害補償	公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。 なお、補償の対象となった場合には、当初に発令されていた期間は、引き続き任用されます。

授業等の割振りのお知らせの例

例1 非常勤講師

様

「勤務条件の明示について」の中で、別途お知らせするとしていた事項については、次のとおりです。

※1 授業1コマ単位での任用の場合

次表及び年間行事予定表を配布、または、授業時間割表及び年間行事予定表を配布

時限(授業時間)	月	火	水	木	金
1 0:00~0:00	○				
2 0:00~0:00	○				
3 0:00~0:00	○	○	○		
4 0:00~0:00	○	○	○		
5 0:00~0:00					
6 0:00~0:00					

なお、学校行事等の事情により、勤務日、始業・終業時刻等が変更される場合があります。

※2 ※1以外の場合

次表、校時表、時間割表及び年間行事予定表を配布

曜日	始業	終業	休憩時間	勤務時間	備考
月	0:00	0:00	0:00~0:00	○時間	
火	0:00	0:00	0:00~0:00	○時間	
水					
木	0:00	0:00	0:00~0:00	○時間	
金	0:00	0:00	0:00~0:00	○時間	

なお、学校行事等の事情により、勤務日、始業・終業時刻等が変更される場合があります。

例2 非常勤職員(事務)

様

「勤務条件の明示について」の中で、別途お知らせするとしていた事項については、次のとおりです。

曜日	始業	終業	休憩時間	勤務時間	備考
月	0:00	0:00	0:00～0:00	○時間	
火	0:00	0:00	0:00～0:00	○時間	
水					
木	0:00	0:00	0:00～0:00	○時間	
金	0:00	0:00	0:00～0:00	○時間	

なお、学校行事等の事情により、勤務日、始業・終業時刻等が変更される場合があります。

例3 非常勤講師・職員 週当たりの勤務時間が一定でない者

※ 勤務日及びその日の勤務時間を示す。